

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「)に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	
28072003	27年 11月2日	27年 12月9日	28年 7月20日	グループ企業 内における会 社転籍時のマ イナンバーの 管理制限緩和	<p>グループ企業内での従業員の転籍時に、当該従業員の同意があれば、当該従業員のマイナンバーを旧雇用主から新雇用主に受け渡すことを可能にする法的枠組みの導入。</p> <p>グループ企業内などに向・転籍する際、出向・転籍元の事業者と出向・転籍先の事業者間において個人番号関係事務の一部を委託契約/代理契約を交わし、従業員から番号の告知を受け、本人確認を行うこととされている場合は、出向・転籍元の事業者が改めて本人確認を行った上で、出向・転籍先の事業者に特定個人情報を提供することが認められている(内閣官房のFAQ/Q4-5-1http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq4.html)が、既に転籍元会社で集め、転籍元会社の管理下にあるマイナンバーを転籍先に提供することはできない。</p> <p>マイナンバー回収時には、当然本人確認をする必要もあるため、本人から直接ナンバーの通知を受けると同時に、本人確認用資料の提出を受ける必要もあり、そのために相当煩雑な事務作業が求められることとなる。</p> <p>特に昨今は労働契約承継法をもとに転籍を実施するケースも多くなっているが、承継法を活用して転籍を実施するか、あるいは承継法を活用せずに社員個人々々から個別に転籍の同意を得る形式にするかは、分割に開与する会社間の協議により決定される事項であり、協議の最終段階になって承継法を活用しないと結論に至るケースもこれまで散見されるため、承継法を活用するケース、活用しないケース双方において一連の転籍業務を支援できるよう規制緩和を検討願いたい、より効率的な転籍事務作業が可能になる。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	内閣府	番号法においては、番号法第19条各号に定める場合を除いては、マイナンバー付の情報の提供をしてはならないこととされています。	番号法第19条	対応不可	番号法においては、マイナンバーを利用・提供できる事務は決まっており、これらの事務を行う者の責務も明確になっています。したがって、仮に本人の同意があったからといって、個人情報の保護の観点から、法令で規定されている以外の場合にマイナンバーの利用・提供を行うことは出来ません。
28072005	27年 12月7日	28年 1月27日	28年 7月20日	民間企業にお けるマイナ パーの利用 拡大について	<p>[提案の具体的内容] 「安全措置基準」を緩和し、一定の情報セキュリティ条件を満たせばマイナンバーを企業においてIDとして活用できる施策を講じていただきたい。</p> <p>[提案理由] <規制の現状> 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」第4章にて記載。「個人番号を利用できる事務については、番号法によって限定的に定められており、事業者が個人番号を利用するのは、主として、源泉徴収票及び社会保障の申請書類に従業員等の個人番号を記載して行政機関等及び健康保険組合等に提出する場合である。」 <要望理由> 政府の「マイナンバー制度活用推進ロードマップ(案)」では、2020年までに個人番号カード活用シーンが展開されている。そのなかで、2016年4月に「個人番号カード」の「ICチップが民間開放」され、「民間企業の社員証」等への適用が記載されており、「個人番号カード」の利用シーンは企業にとってメリットが高い。 また、企業が管理すべき情報と官公庁が管理する情報に齟齬が生じないよう、マイナンバーを共通の番号として、善良なる企業であれば必要に応じ従業員の情報を入手することができる様な基盤が構築されれば、企業にとって省力化が実現できる。 <要望が実現した場合の効果> セキュリティ面のレベル向上：政府が進める「すべての国民が安心安全にネット環境を利用できる権利を有する世界最先端IT国家」を民間企業にも適用すれば、企業が個別に対応してきたセキュリティなどの基盤構築で一定レベル維持が達成できる。 マイナンバーをKEYとしたデータ活用：企業が扱う従業員等に対し、現状は本人から申請したデータを登録しているが、マイナンバーをKEYとして官公庁が管理している情報を共有することができれば、その信憑性が高まる。 懸念点：共通基盤の確立により、国内外からの情報漏えいの脅威は高まることが想定される。情報管理における脆弱性の回避措置が必須である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 内閣府	番号法においては、プライバシーの保護の観点から、マイナンバーの利用範囲を制限しており、法令で定められた利用範囲(社会保障・税・災害の3分野)以外では利用することが出来ない仕組みとなっています。	番号法9条	対応不可	番号法においては、プライバシーの保護の観点から、マイナンバーの利用を社会保障・税・災害の3分野のみに制限しております。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280720006	27年12月7日	28年1月27日	28年7月20日	個人事業主への法人番号の付番	【提案の具体的内容】 マイナンバー制度の一環として、法人番号が2015年10月以降に付番されるが、会社登記ベースの付番となっており、未登記の個人事業者に関しては対象外とされる。 個人事業主については法人格は無いものの、商業ベースでは法人扱いをしていることから、法人番号またはそれに準ずる番号を付番することで、ビジネス上の取引先管理、マーケティングにおける一貫性を確保すべきである。 【提案理由】 <規制の現状> 法人番号は個人事業主に対しては付番対象外とされている。 <要望理由> 個人事業主といえども商業ベースや金融サービス上では法人に準じた扱いをすることが多いにもかかわらず、今般のマイナンバー制度では、法人番号の付番対象から外れるため、事業主の個人番号で識別・特定せざるを得ない。 しかしながら、個人番号は用途が税・社会保障・災害対策の3分野に限られるため、ビジネス上の取引先管理やマーケティング等に利用することができず、商取引における取引先の識別・特定や名寄せ等への利用が実質的に不可能であり、実務上の不都合を生じることが懸念される。 <要望が実現した場合の効果> 個人事業主にも法人番号またはそれに準じた番号を付番することで、商取引における識別・特定や名寄せなどに活用できるようになり、ビジネス上の取引先管理、マーケティングにおける一貫性を確保できると期待される。	(一社)日本経済団体連合会	内閣府	番号法42条第1項において、法人番号の付番対象は「法人等(国の機関、地方公共団体及び会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。))」であって、所得税法第二百三十条、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第四百四十八条、第四百四十九条若しくは第五百十条又は消費税法(昭和六十三年法律第八号)第五十七条の規定により届出書を提出することとされているもの)」とされており、個人事業主はその対象となっておりません。	番号法42条第1項	検討を予定	個人事業主への付番については、「世界最先端IT国家創造宣言工程表(平成28年5月20日改定)」において、中長期的な課題として、「個人事業主及び法人の支店又は事業所への付番のニーズの洗い出し・実現方法の検討」を行うこととされており、これに従って検討を行います。	